

## 議案第20号

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分を下記のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

### 記

君津広域水道企業団に存する財産の全てをかずさ水道広域連合企業団に帰属させる。

平成31年 2月22日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めることについて、地方自治法第289条の規定により千葉県、木更津市、君津市及び袖ヶ浦市と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。